

卒業の認定に関する方針

卒業については以下の通り生徒へ提示し、認定を行っている。

●学生便覧P14 「学習評価」より

1 進級および卒業の認定は学則第24条の規定により、職員会議を経て学校長が認定する。

単位認定試験

定期考査は、前期（4月～9月）・後期（10月～3月）の2回とする。ただし、半期をもって終了する場合には1回とする。

●学生便覧P15 「2. 履修の手引き」より

・所定の課程を修了した者には、卒業を認める。
ただし、学科目及び学習の成績が合格基準に達しないときには卒業を認めない。

以上の基準により、卒業判定会議を経て所定の課程の単位修得の認定を受け、卒業認定がされる。

【ディプロマ・ポリシー】

また本校は、次の能力を修得し所定の課程を修了したものに、卒業を認定する。

- 勤労と責任を重んじ、全体の奉仕者に相応しい社会人基礎力を持つ人材
- 超高齢社会にあって、多様化、複雑化する医療現場に貢献できる人材
- 高いコミュニケーション能力と倫理観を有し、責任ある行動の取れる人材

以上の求める人材像への到達度も加味し、卒業認定を行っている。